

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

所属未定地の編入

目

次

告示

示

鳥取県告示第六百九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一

項の規定により、昭和三十二年十二月三十日から次の公
有水面埋立地を境港市に編入する。

昭和三十二年十二月十九日

鳥取県知事 藤

茂

一 境港市外江町字南屋敷西三、四六一、三、四五六
三、四三四ノ一、三、四三三ノ二、三、四三三ノ一
三、四三二ノ一、字四方ノ川三、三七七ノ一、三、三

- 二八ノ一 三、三七九ノ一 三、三九一ノ一 三、三
九五ノ一 三、四〇六ノ一 三、四〇七ノ一 三、四
〇八ノ一 字原灘林三、三六三ノ四 三、三六三ノ三
三、三六五ノ一 三、三六七ノ一 三、三七二ノ一
三、三七三ノ一 三、三七六ノ一 字西原灘三、一三
三ノ一 三、二五五ノ一 三、二五九ノ一 三、二六
二ノ一 三、二六三 三、二六四ノ一 字上原灘三、
二二〇ノ一 三、二二一ノ一 三、二二四ノ一 三、
二二五ノ一 三、二二八ノ一 番地々先三九町五反三畝
一三歩
- 二 境港市渡町字横土手二、四八一、二、四八二ノ一
二、四九一ノ一 二、四九二ノ一 二、四九七内一ノ
一字塚本灘二、五〇〇ノ一 二、五〇〇ノ二 二、
五〇二ノ一 字八幡灘三、一〇三ノ二 三、一〇四ノ
一 三、一〇五ノ一 三、一〇六ノ一 三、一〇七ノ
一ノ一 三、一〇八ノ一 一三、一〇九ノ一 一
三、一一〇ノ一 一三、一一一ノ一 三、一一二ノ
一 三、一二三ノ一 三、一二三ノ二 三、一四七ノ

一、三、一四七ノ二 三、一一四ノ二 三、一一五ノ
一、三、一一六ノ一 一ノ 三、一一七ノ一 一ノ 字大
下灘三、一一八ノ一 三、一一九ノ一 三、一一〇ノ

一、三、一二二ノ二 三、一二一ノ三 三、一二三ノ

二、一 三、一二三ノ一 三、一二三ノ二 三、一二

四、一 三、一二五ノ一 三、一二六ノ一 三、一二
八ノ 一 番地々先一五町五反二畝二六步

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発
行 鳥
刷 者
所 鳥
縣 鳥
市 取
東 市
町 東
縣 取
印 刷
所 県